

## 多摩コメディカル研究会 会則

### 第1条 名称

- ・本会は「多摩コメディカル研究会」と称する
- ・略称は「多摩コメ」と称する

### 第2条 事務局

- ・本会の事務局は下記に置く
- ・東海大学医学部附属八王子病院 診療技術部臨床工学技術科  
事務局長 高橋 泰輝  
住所：〒192-0032 東京都八王子市石川町1838  
電話：042-639-1111  
E-mail：taiki.takahashi@tokai.ac.jp

### 第3条 目的

- ・本会は多摩地域のコメディカルを中心とした会であり、不整脈分野を中心とした循環器関連業務の発展や向上を図るための諸活動を行ない、ひいてはコメディカルおよび各施設相互の研修・懇親に努め、多摩地域における循環器領域の発展と充実に寄与する

### 第4条 事業

- ・本会は、第3条の目的を達成するために以下の事業を行なう
  - (1) 不整脈治療を中心とする症例および研究会、講習会の開催
  - (2) 不整脈治療に関する特別講演および討論会の開催
  - (3) 研究会の記録
  - (4) その他運営上必要な事業

### 第5条 学術集会

- ・本会は、年に1回学術集会を開催する

### 第6条 代表世話人および世話人会

- ・本会は、第4条の事業を遂行するために代表世話人および世話人会を置くことができる
- ・代表世話人は、第4条の事業を遂行するための重要な事項につき協議を執り行なうものとする
- ・世話人会は、第4条の事業を遂行するための重要な事項につき、代表世話人と共に協議を行なうものとする

- ・世話人会は、必要に応じて適宜開催されるものとする
- ・本条の会合後に議事録をとり、情報共有のために事務局に保管する

#### 第7条 会員

- ・本会は研究会事業に参加者を募る形式を取り、会員は保有しない

#### 第8条 役員

- ・本会には以下の役員を定める

- (1) 代表世話人 宮本 昌周
- (2) 副代表世話人 村上 秀崇 永田 吾一

- ・役員を選出・退任は以下の通りとする

- (1) 代表世話人の選出・退任に関しては世話人の中から選出することを原則とし、世話人会にて行ない、世話人会にて承認
- (2) 世話人の選出・退任に関しては世話人会にて行ない、世話人会にて承認
- (3) 世話人の選出・退任に関する条件は以下の通りとする
  - 1) 世話人の選出
    - A) コメディカルの者
    - B) 多摩地域および周辺地域を中心とした病院に勤務し、これまでの当会の事業に積極的に関与され、功績を残された者
    - C) 原則として各施設の循環器領域業務に携わる者
    - D) 本会の目的を理解し、研究会事業への参加を申し出た者
  - 2) 以下の場合、世話人または代表世話人を退任する
    - A) 遠方の施設に異動・転職して、研究会事業への参加が困難な場合
    - B) 病院を退職した場合
    - C) 本人から辞退申し出があった場合
    - D) 何らかの事由により研究会事業への参加が著しく減少した場合

#### 第9条 会費

- ・本会は年会費を徴収しない
- ・本会は、学術集会の開催時に参加者から参加費を徴収することで運営を行なう
- ・本会は、本会の目的を理解し、支援を申し出た者から寄付を受けることが出来るものとする

#### 第10条 会計

- ・本会の収支報告は毎回研究会終了後に会計が作成し、監査を経て次回世話人会に報告し、承認を受けなければならない

#### 第11条 会計業務役員

・本会には収支報告業務の確認を行なうため、以下の会計業務役員を定める

(1) 会計 萩原 陽

(2) 監査 松永 順

第12条 指定口座

・本会は、次の口座を指定口座として運営を行なう

多摩コメディカル研究会事務局

・通帳・銀行員は事務局にて保管することを定める

第13条 会則

・本会則の変更は世話人会で定める

第14条 会則の施行

・本会則は平成24年08月01日より施行する

以上

平成24年08月01日 作成

令和 2年10月20日 改訂

令和5年10月03日 改訂